

締め切りは10月6日(金)までです FAX:03-5388-1414

意見提出様式

東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方に対するご意見

こちらは、ご意見を集計する都合上お伺いするものです。さしつかえのない範囲でご記入をお願いします。

| | | | |
|------------------------------|--------------------------------|--|-----------------------------------|
| お住まいの区市町村 | 都内（ <input type="checkbox"/> ） | 都外（ <input type="checkbox"/> ） | 道・府・県（ <input type="checkbox"/> ） |
| 年齢（ <input type="text"/> ）歳代 | 性別（ <input type="checkbox"/> ） | | |
| 現在の喫煙状況にチェックをしてください。 | | <input type="checkbox"/> 喫煙 • <input type="checkbox"/> 非喫煙 | |

↑赤枠内は必須でご記入下さい

下記ご意見欄に、記入してください。

※ 項目はいくつでもお選びいただけます。

※ 項目に関わりなく自由意見もご記入いただけます。

| | |
|----------------------------|---------------------------|
| 1. 目的（2ページ） | 8. 屋内禁煙（5ページ） |
| 2. 条例において定めること（2ページ） | 9. 原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）（6ページ） |
| 3. 定義（3ページ） | 10. 施設等の利用者に求めること（8ページ） |
| 4. 関係者に求めること（3ページ） | 11. 施設等の管理者に求めること（8ページ） |
| 5. 多数の人が利用する施設（4ページ） | 12. 実効性の担保（9ページ） |
| 6. 以下の場所は、喫煙禁止場所としない（4ページ） | 13. 条例の施行時期（9ページ） |
| 7. 敷地内禁煙（5ページ） | 99. その他（全体に対するご意見や自由意見など） |

| 項目番号 | ご意見 |
|------|--|
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・最近では加熱式たばこのお客様ニーズも高く、加熱式たばこのみ使用可にしている飲食店も増加しており、煙も発生せず、他人に迷惑もかからないため、通常のたばこと加熱式たばこを同様の扱いにすべきではない ・加熱式たばこに関しては、WHO・厚生労働省ともに健康被害影響等については明らかになっていないはずなので、規制から外すべき |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本の飲食店は他国と比べて業種が多く、飲食店を一括りとして考えることは合理的ではない（焼き鳥屋・居酒屋・小料理・割烹・喫茶・食堂・レストラン・そば・鮓・天ぷら・うなぎ・中華等） ・飲食店の殆どは個店で、家族経営が多く、10坪から30坪が殆どであることから、店舗内に喫煙専用室を設置することは困難であり、また設置したとしても経費は膨大で客席面積も狭くなり、大幅な売り上げ減が見込まれる ・例外措置が面積30m²以下のバー・スナックのみと非常に限定的であり、全面禁煙せざるを得ない店舗が多く無謀である ・お客様が店舗を選択できる喫煙ルールの店頭表示や店内の分煙対策をしっかりと実施すれば、店舗の規模に関わらず、受動喫煙を防げる所以喫煙室設置以外の分煙手法も認めるべき（飲食店は官公庁・病院・学校等と違い利用者が選択でき、自由に営業できる権利もあるはず） ・多くの事業者は貸店舗で営業しており、高い賃料を支払って日々営業をしている、また、自分の不動産で営業をしており、行政が必要以上に介入すべきではない ・以上より、たばこを吸うお客様を逃がすことになり、都内の飲食店は甚大な経済被害を受けるため、一律的過度な条例制定には反対 |
| | |
| | |
| | |
| | |

組合員の皆様へ（緊急連絡）

先日、9月8日に東京都が受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方を公表し、パブリックコメント（意見公募）を開始いたしました。基本的な考え方によると、
飲食店については原則屋内禁煙、かつ事業者に罰則を課すという非常に厳しい内容となっております。

組合としては、事業者の実態を考慮せず、バランスの取れていない一律的な規制には断固反対であり、組合員の売上に影響するような規制を容認することはできません。今後、組合からは東京都に強く意見を発信すると共に、飲食業界の実態や今まで取り組んできた喫煙環境を示す店頭表示ステッカーの貼付活動等について東京都に説明し、理解を求めていきたいと考えております。

組合員様の皆様におかれましても、是非今回の意見公募にご意見を上げていただき、1つでも多くの事業者の声を都政に届けていただきますようお願いいたします。

つきましては、FAX提出用の意見用紙を準備いたしました。
意見欄の上段には既に組合としての意見が記入済みですので、用紙赤枠内を記入の上、10月6日（金）までに、意見用紙上部に記載の宛先にFAXをお送りいただきますようお願いいたします。なお、下段には組合員の皆様用の意見欄を設けておりますので、自由にご意見を記入していただいて構いません。

組合員の家族の皆様や従業員様もご提出する場合は、適宜FAX用紙をコピーし、ご活用下さい。可能な限り多くのご意見を提出していただくようお願いいたします。

東京都飲食業生活衛生同業組合

理事長 原田 啓助

【東京都の基本的な考え方】

東京都 HP : <http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/09/08/09.html>

郵送・メールでも意見の提出が可能です

【郵送】〒163-8001 東京都福祉保健局保健政策部健康推進課 意見募集担当宛て

【フォームメール】URL のリンク先からご意見を送信できます

URL <https://www.ifys.jp/passive-smoking/entry>

| 施設の類型 | |
|-----------------|---|
| 医療施設 | |
| 小学校、中学校、高等学校 | 敷地内禁煙 未成年者や患者等が主に利用する施設 |
| 児童福祉施設 | |
| 官公庁 | |
| 老人福祉施設 | 屋内禁煙（喫煙専用室設置も不可） 多数の人が利用し、かつ、他の施設では代替が 難しい施設 |
| 大学、体育館 | |
| ホテル、旅館（客室を除く） | |
| 事業所（職場） | |
| 娯楽施設、百貨店、駅、空港ビル | |
| 飲食店 | <p>原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可） 利用者側に他の施設を選択する機会があるものや、 嗜好性が強い施設</p> <p>面積30m以下で、従業員を使用しない 店、又は全従業員が同居した店、かつ未 成年者を立ち入らせない店 →利用者が選択可能な掲示を義務付けた 上で、喫煙禁止場所としない</p> |
| 食堂、ラーメン店等 | |
| 居酒屋等 | |
| バー、スナック等 | |

エリア分煙や
時間帯分煙が
認められない！

たばこを吸いながら
食事・お酒を楽しんで
もらえない！

今までの投資が
無駄になる！

【懸念点】

- 喫煙ルールの店頭表示や時間帯分煙・エリア分煙といった各種対策が認められておらず、飲食店は「原則屋内禁煙」は看過できない
- 面積の小さい店舗では喫煙専用室を設けるスペースが無いため、全面禁煙にせざるを得ない
- 特に酒類を扱う店舗は、たばこを吸うお客様から敬遠される可能性があるため、売上が大幅に減少するおそれがある
- 例外措置が非常に限定的で全面禁煙にせざるを得ない。既に喫煙室のある大手チェーン店にお客様が流れるおそれがある
- スペースがあったとしても、喫煙専用室を設置するには財政的な店舗負担が大きい。また、財政支援策（例：喫煙室設置のための補助金）等が考慮されていない
- 県境の飲食店は、隣接県にお客様が流出し、売上が減少するおそれがある
- 排気設備や空気清浄機の設置、店舗改装等、今までの投資が無駄になる
- 違反した喫煙者本人だけではなく、事業者に対しても罰則規定がある（5万円以下の過料）
- 店外に喫煙場所を設けたくても、路上禁煙の自治体が多いうえ、店舗の敷地は狭いため難しい
- 喫煙・分煙・禁煙といった店頭表示施策を進めてきたのに、事業者の選択の自由が奪われる
- 神奈川県の受動喫煙防止条例よりも遙かに厳しい内容であり、売上へのマイナス影響が大きい
- 国も法制化を検討しているため、国と都の双方から厳しい規制で縛られることになる

料金別納
郵便

様

東京都飲食業生活衛生同業組合

〒104-0045 東京都中央区築地2-7-12

15山京ビル501

電話 03(3541)6619(直通)
FAX 03(3545)9733(専用)

至急開封後、内容を確認して下さい